

令和 6 年 10 月 8 日

組合員の皆様へ

名古屋市職員共済組合

マイナ保険証への移行に係る組合員証及び組合員被扶養者証の  
交付終了について

日頃は、共済組合の事業運営につきまして、ご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことにつきまして、令和 6 年 12 月 2 日より組合員証及び組合員被扶養者証（任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証を含む。以下、「組合員証等」という。）の交付は終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行します。

つきましては、次のとおり取り扱いますので、お知らせします。

なお、ご質問等がある場合は、各所属担当課を通してご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

## 1 交付済みの組合員証等について

### （1）有効期限

共済組合が交付した組合員証等は、令和 7 年 12 月 1 日（月）まで引き続きご利用いただける予定です。

ただし、上記期限までに資格を喪失した場合は、喪失日以降ご利用いただけません。

### （2）有効期限を経過した組合員証等の取り扱い

上記有効期限を経過した組合員証等について、返納は不要とする予定です。

ただし、有効期限までに資格を喪失した場合は、組合員証等の

返納が必要です。紛失された場合は、「組合員証等滅失届」をご提出ください。

### (3) 組合員証等の再交付

令和6年12月2日以降、組合員証等の再交付はできません。紛失・破損された場合や氏名変更が生じた場合であっても、組合員証等の再交付は行いませんので、マイナ保険証をご利用ください。ただし、マイナ保険証を保有していない方は、「資格確認書」の交付申請が必要です。「資格確認書」の申請方法につきましては、決まり次第ご案内いたします。

なお、氏名を変更された場合は、これまでどおり「組合員氏名変更届」の提出が必要です。

## 2 組合員証等の新規交付・再交付に係る受付期限について

組合員の新規資格取得、被扶養者の認定、氏名変更、記載事項修正、組合員証等の破損、紛失等につきましては、令和6年11月29日（金）までに共済組合で受け付けた届出まで組合員証等を発行します（届出内容に不備がないものに限ります。）。

書類の不備や添付漏れ等により当該期日までに不備のない届出を受け付けることができない場合、組合員証等の交付はできません。

なお、届出書等は各所属担当課を通してご提出いただく必要があります。当該期限は、各所属担当課への提出日ではなく共済組合の受付日を基準としますのでご注意ください。

## 3 マイナンバーカードへの健康保険証の利用登録について

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証を利用して医療機関等を受診いただくことが基本になります。

マイナ保険証を保有されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、健康保険証の利用登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方であっても、健康保険

証の利用登録を行っていない場合はマイナ保険証として利用できません。ご自身の健康保険証の利用登録の状況は、お手持ちのスマートフォン等でマイナポータルにアクセスすることで確認できます。

マイナンバーカードへの健康保険証の利用登録方法の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

#### 4 「資格確認書」の交付について

マイナ保険証を保有していない方等には、新たに「資格確認書」を交付し、医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示することにより保険診療が可能となります。

上記2において、受付期限に間に合わなかった場合等で組合員証等の交付がされなかった方のうち、マイナ保険証を保有されていないことが当組合で確認できた場合には、「資格確認書」を交付します。

また、令和7年12月1日まで有効な組合員証等をお持ちの方のうち、マイナ保険証を保有していない方には、今後「資格確認書」を交付します。交付時期につきましては、決まり次第ご案内いたします。

なお、資格確認書の有効期限は、令和11年11月30日までとなります。

#### 《参考》

	マイナ保険証	組合員証		資格確認書	
	使用	使用	交付	使用	交付
～R6.12.1	○	○	○	—	—
R6.12.2～ R7.12.1	○	○	×	○	△※
R7.12.2～	○	×	×	○	△※

※ 資格確認書の交付はマイナ保険証を保有していない方に限ります。

## 5 その他の証について

高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療者証、標準負担額減額認定証等の取り扱いについては、現在総務省に確認をしております。

## 6 マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除を希望する場合、任意に解除の手続きを行うことができるとされています。手続き方法につきましては、決まり次第ご案内いたします。

## 7 「資格情報のお知らせ」の送付について

安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、令和6年10月上旬以降、順次全加入者（組合員及び被扶養者）に対して、共済組合が保有している加入者情報（個人番号下4桁を含む）を記載した「資格情報のお知らせ」を、所属を通じて配付いたします。

配付されましたら、ご自身の資格情報に誤りがないかご確認いただき、お手元で保管いただきますようお願いいたします。

なお、令和6年8月4日以降に情報連携が完了した組合員・被扶養者の方には、令和6年12月初旬に送付予定です。

## 8 その他

令和6年12月2日以降の具体的な手続き方法については、決まり次第ご案内いたします。

別紙「質疑応答集」には、よくあるご質問をまとめております。疑問点等がございましたら、ご参照ください。なお、別紙「質疑応答集」をご覧になっても疑問が解消しない場合は、各所属担当課を通してご連絡くださいますようお願いいたします。

## マイナ保険証への移行に伴う質疑応答集

## ○移行関連

Q 1 令和 6 年 12 月 1 日までに発行された組合員証等（組合員証・被扶養者証）を持っていますが、令和 6 年 12 月 2 日以降組合員証等は医療機関等で使用できなくなりますか。

A 令和 6 年 12 月 1 日までに発行された組合員証等は、経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで今までどおりご使用いただける予定です。

Q 2 令和 6 年 12 月 2 日に組合員証等が廃止になりますが、何か手続きは必要ですか。

A 特段必要な手続きはありませんが、マイナンバーカードの取得と健康保険証の利用登録をご検討ください。

現行の組合員証等の新規発行・再発行は令和 6 年 12 月 2 日以降行えませんが、お手元にある組合員証等は、令和 7 年 12 月 1 日まで今までどおりご使用いただける予定ですので、廃止後すぐに組合員証等が使えなくなるわけではありません。

また、マイナ保険証を保有していない方を対象に、医療機関等の窓口で提示すれば保険診療を受けられる「資格確認書」を発行する予定です。

Q 3 令和 6 年 12 月 1 日現在組合員証等を持っていますが、マイナ保険証は保有していません。令和 7 年 12 月 1 日までは組合員証等を使用できるとのことですが、今後「資格確認書」の交付申請は必要ですか。

A 令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な組合員証等をお持ちの方で、マイナ保険証を保有していない方には、令和 7 年 12 月 1 日までに共済組合から「資格確認書」を交付いたしますので、申請は不要です。交付の時期等については、決まり次第ご案内いたします。

Q 4 いつまでに届出をすれば、現行の組合員証等を交付・再交付できますか。

A 組合員証等の交付・再交付は、令和 6 年 11 月 29 日までに共済組合で受け付けた届出まで行います（届出内容に不備がないものに限りです。）。

各所属における提出期限は、所属担当課にお問い合わせください。

Q 5 令和6年11月29日までに届出をしましたが、現行の組合員証等が発行されませんでした。どうしてですか。

A 組合員証等の発行・再発行を行うには、令和6年11月29日までに不備のない届出を共済組合で受け付ける必要があります。期限までに共済組合に届かなかつた・届出内容に不備があった等の理由が考えられます。詳細については、各所属担当課にご確認ください。

Q 6 令和6年12月2日以降に組合員証等を破損・紛失した旨の届出をした場合、組合員証等は再発行されますか。

A 令和6年12月2日以降は、現在組合員証等をお持ちの方であっても組合員証等の再発行はできません。マイナ保険証をご利用ください。

なお、マイナ保険証を保有していない方は、「資格確認書」の交付申請が必要です。申請方法等の詳細については、決まり次第ご案内いたします。

Q 7 令和6年12月2日以降に氏名変更の届出をした場合、新しい氏名の組合員証等は発行されますか。

A 令和6年12月2日以降も「組合員氏名変更届」の提出は必要ですが、新しい氏名の組合員証等は発行されません。マイナ保険証をご利用ください。

なお、マイナ保険証を保有していない組合員には、「資格確認書」を交付予定です。申請方法等の詳細については、決まり次第ご案内いたします。

Q 8 高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療者証、標準負担額減額認定証の発行も廃止されますか。

A 高齢受給者証等の取り扱いについては未定です。現在総務省福利課に確認しています。

## ○マイナ保険証関連

Q 9 マイナ保険証とは何ですか。

A マイナ保険証とは、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードのことです。

Q10 マイナンバーカードをマイナ保険証にするにはどうしたらいいですか。

A マイナポータル上でマイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。また、セブン銀行ATM、医療機関・薬局のカードリーダーからも利用登録が可能です。登録方法の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省 HP>ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険  
>マイナンバーカードの健康保険証利用

Q11 マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録は義務ですか。

A マイナンバーカードや健康保険証の利用登録は、個人の申請・登録に基づくものであるため、取得・登録は義務ではありません。

Q12 マイナ保険証にはどのようなメリットがありますか。

A マイナ保険証を利用することで「医療費を節約できる」「急にかかった医療機関でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」「限度額適用認定証がなくても高額療養費の限度額を超える支払が免除される」などのメリットがあります。メリットの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省 HP>ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険  
>マイナンバーカードの健康保険証利用

Q13 マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をした後、利用登録を解除したいときはどうすればいいですか。

A 利用登録の解除を希望する場合は、任意に解除の手続きを行うことができるとされていますが、手続き方法や解除が可能になる時期等については、詳細が決まっておりません。手続き方法等の詳細については、決まり次第ご案内いたします。

Q14 自身の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法はありますか。

A お手持ちのPCやスマートフォンで「マイナポータル」にログインすることでご確認いただけます。

なお、マイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で健康保険証情報を確認できます。

- ・ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認
- ・ご自身が加入している保険者（名古屋市職員共済組合）に確認 ※所属担当課を通してご確認ください。
- ・市区町村が用意している端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認 ※端末の設置状況は市区町村によって異なります。

Q15 医療機関等でのオンライン資格確認やマイナポータルの健康保険証情報画面で、別人の情報が表示されたらどこに連絡すればいいですか。

A 万が一別の方の情報が表示された場合は、以下いずれかにご連絡をお願いいたします。

- ・名古屋市職員共済組合短期給付係（052-972-2158）
- ・国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

Q16 マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、健康保険証として利用できますか。

A 医療機関等でマイナ保険証として利用する場合、顔認証付きカードリーダーでの顔認証で本人確認が可能ですので、健康保険証としてご利用いただけます。

ただし、その他の機能が使用できない場合がありますので、住民票のある市区町村窓口でパスワードの再設定を行ってください。

Q17 マイナ保険証に有効期限はありますか。

A マイナ保険証に有効期限はなく、健康保険の資格を喪失するまでご使用いただけます。ただし、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります。有効期限が切れるとマイナ保険証が使用できなくなります。

ので、更新手続きを行ってください。

Q18 マイナンバーカードを更新した場合、マイナ保険証として使用するには再度健康保険証の利用登録が必要ですか。

A 改めてマイナンバーカードへの健康保険証の利用登録をする必要はありません。

Q19 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限や、マイナンバーカード本体の有効期限が切れて更新しなかった場合、どうすればいいですか。

A 共済組合から「資格確認書」を交付する予定です。交付時期等については、詳細が決まり次第ご案内いたします。

Q20 どの医療機関等でもマイナ保険証を使用できますか。

A 原則すべての医療機関・薬局においてカードリーダーを設置し、マイナ保険証を受け付けることが義務化されています。

医療機関・薬局でマイナ保険証が利用できなかった場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

デジタル庁から厚生労働省に情報が提供され、厚生労働省において事実関係の確認が実施されます。

## OR6.12.2 以降の取り扱い

Q21 資格取得の届出をしましたが、マイナ保険証はいつから利用できますか。

A 新規で資格取得届書を提出する場合の目安として、所属所は共済組合へ5開庁日以内に届書を提出し、共済組合は所属所から届出を受けた時点から5開庁日以内にマイナ保険証を利用できるよう処理を行います。マイナ保険証を利用できるかどうかは、マイナポータルでご確認いただけます。

なお、上記日数は目安です。届出書に個人番号申告票の添付がない場合や、その他の添付書類漏れ等がある場合は、上記以上に日数が必要です。

※ 被扶養者申告の場合は、資格取得届書を被扶養者申告書と読み替えてください。

Q22 マイナ保険証を紛失している間に医療機関等を受診したいのですが、組合員証等を所持していません。どうすればいいですか。

A マイナ保険証を紛失した際に医療機関等を受診する場合は「資格確認書」が必要になりますので、「資格確認書」の交付申請を行っていただくことになります。申請方法等の詳細については、決まり次第ご案内いたします。

### ○「資格情報のお知らせ」「資格情報通知書」「資格確認書」

Q23 「資格情報のお知らせ」、「資格情報通知書」、「資格確認書」とは何ですか。

A 「資格情報のお知らせ」及び「資格情報通知書」は、被保険者（組合員・被扶養者）の基本情報（氏名や被保険者番号等）が記載されており、ご自身の資格情報を簡易に把握していただくためにお配りするものです。また、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、マイナ保険証と併せて提示することで受診できます。

「資格確認書」は、マイナ保険証を保有していない方が、医療機関等を受診するために交付するものです。

なお、「資格情報のお知らせ」は、書面内に個人番号下4桁を含み、令和6年8月3日以前に共済組合での情報連携が完了したすべての組合員・被扶養者に令和6年10月上旬以降、順次配付します。「資格情報通知書」は、書面内に個人番号下4桁を含まず、令和6年8月4日以降に共済組合での情報連携が完了したすべての組合員・被扶養者に令和6年12月以降随時配付します。

Q24 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」は再発行できますか。

A 「資格情報のお知らせ」及び「資格情報通知書」は原則再発行できません。資格情報はマイナポータルでご確認ください。ただし、マイナポータルにより資格情報の取得ができない場合で、「資格確認書」の交付を受けていない方は、「資格情報通知書」の再発行をすることができます。再発行の方法については、決まり次第ご案内いたします。

Q25 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」で医療機関等の受診ができますか。

A 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」のみでは医療機関等を受診できません。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。なお、同様の場合においてマイナ保険証とマイナポータルの資格情報画面を一緒に提示することも受診可能です。

Q26 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」の配付対象者は組合員のみですか。

A 組合員及び被扶養者が配付対象者です。

Q27 令和6年12月1日以前から共済組合に加入していますが、「資格情報のお知らせ」が届きません。どうしてですか。

A 「資格情報のお知らせ」は、令和6年8月3日以前に共済組合での情報連携が完了したすべての組合員・被扶養者について、令和6年10月上旬以降、順次配付いたします。令和6年8月4日以降に共済組合での情報連携が完了した組合員・被扶養者については、令和6年12月以降「資格情報通知書」を随時配付いたします。

令和6年12月から一か月程度経過しても配付がない場合は、所属担当課にご連絡ください。

Q28 共済組合にマイナンバーを提出していませんが、なぜ「資格情報のお知らせ」にマイナンバー下4桁が記載されているのですか。

A 共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）よりマイナンバーを取得しております。

総務省事務連絡より、「資格情報のお知らせ」は個人番号の提出を拒否された方についても送付が必要であるとされております。

Q29 「資格確認書」は、どのような様式ですか。

A 現在の組合員証等と同様の大きさのプラスチック製で、色は黄緑色とする予定です。

Q30 マイナ保険証を保有していますが、「資格確認書」は交付されますか。

A マイナ保険証を保有されている方には、「資格確認書」を交付することはできません。マイナ保険証をご利用ください。

Q31 マイナンバーカードを保有していますが、マイナ保険証の利用登録をしていません。「資格確認書」は交付されますか。

A マイナンバーカードを保有していても健康保険証の利用登録をしていない方には、「資格確認書」を交付します。

Q32 「資格確認書」の有効期限はいつまでですか。

A 全員一律に令和11年11月30日までです。なお、更新の方法については、決まり次第ご案内いたします。